

## 市ホームページにバナー広告を掲載しませんか

市公式ホームページではトップページにバナー広告を掲載しています。バナー広告をクリックすると広告主のホームページが開きます。ぜひご利用ください。

### ▶掲載料金

・市内に事業所等がある方＝月額6千円

・市外に事業所等がある方＝月額1万円

▶掲載場所＝トップページ下部

▶サイズ＝縦60ピクセル×横190ピクセル

※画像は広告主で作成してください。

申込方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。

☎ 〇四七五(70)0307



これまで子育て支援課内で実施していたファミリー・サポート・センターを、4月から子育て支援館に移転します。ファミリー・サポート・センターでは、子育ての相互援助のお手伝いを行っています。子育てに関して援助を受けたい方と援助のできる方がそれぞれ会員となり、センターが仲介して会員同士が支えあっています。

## ファミリー・サポート・センターが移転

保護者の方が仕事や外出の際に、お子さんの預かりや保育園・学童への送り迎えなど、援助が必要な場合にはご相談ください。

詳細は問い合わせください。  
☎ 〇四七五(70)0347

☎ 〇四七五(73)5711

☎ 〇四七五(73)5711

## 子育て支援館で一時預かり保育を開始

子育て支援館で、4月から一時預かり保育を開始します。利用には利用登録および利用申請が必要です。

▼利用日時(月)～(金)8時30分～16時30分(半日単位。祝日・年末年始を除く)

▼定員10人以内

▼利用料金

・3歳未満11日2,500円、半日1,250円

・3歳以上11日1,400円、半日700円

詳細は子育て支援館まで問い合わせください。

☎ 〇四七五(70)0347

☎ 〇四七五(73)5711



## きりん幼児教室が児童発達支援事業に移行

現在、子育て支援館で実施している簡易マザーズホーム事業(きりん幼児教室)を、4月からはこれまでよりも質の高い療育を提供するため、児童福祉法に基づいた児童発達支援事業に移行します。

円滑な事業実施のため、協力をお願いします。

詳細は問い合わせください。  
☎ 〇四七五(70)0347

☎ 〇四七五(73)5712

## 認可外保育施設の利用者助成

市では、認可外保育施設を利用している保護者の経済的負担の軽減を図るため、年に2回「認可外保育施設利用者助成金」を支給しています。

▼支給要件

- ①市内在住の保護者であること
- ②保護者と同一の住所を有する子どもであること
- ③一定の要件に該当する認可外保育施設(事業所内保育施設、企業主導型保育施設等)を除くへ子どもを預けていること
- ④認可外保育施設の月の利用日数が15日以上であり、かつ、当該月の保育料が3万円以上であること

10月から3月までの利用分について、助成金の対象となる方は、子育て支援課窓口へ提出してあります。提出をお願いします。

▼助成額(月額)

・3歳未満11日6,600円

詳細は問い合わせください。

☎ 〇四七五(70)0347

☎ 〇四七五(73)5712

## 4月からの保育施設の入所

保育施設は、仕事や病気等により、家庭で子どもの保育が出来ない保護者に代わって保育を実施しています。4月からの入所が可能な認可保育施設および年齢は別表のとおりです。入所を希望する方は申請書および添付書類を提出してください。

入所にあたっては、保護者の就労等、家庭で保育できない理由が必要となります。なお、受入可能人数は目安であり、施設の利用状況やお子さんの発育状況等により入所できない場合があります。

### ●別表: 認可保育施設受入可能人数(平成31年2月1日現在)

施設名	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
第2保育所(公)		△	×	△	△	×	△
みどりが丘保育園(民)		×	×	×	×	×	△
ありんこ親子保育園(民)				△	×	×	×
あひる保育園(民)		×	×	×	×	△	×
鈴木家庭保育室(地)		△	△	△			

「○」3名以上、「△」1～2名、「×」満員

(公)公立認可保育所、(民)民間認可保育園

(地)地域型保育事業・・・0歳児から2歳児を保育する施設

※1. 公立保育所は生後6か月後から、民間保育園、地域型保育事業は生後8週間後からとなりますが、お子さんの発育状況等により入所できない場合があります。

※2. 表に記載のない市内認可保育施設・地域型保育事業所については、全年齢満員です。

☎ 〇四七五(70)0347

## 市営駐輪場の定期利用申請の受け付けを開始

市営駐輪場の平成31年度定期利用(4月～2020年3月)の受付を開始します。平成31年度から継続・新規に関わらず、全ての利用者に申請書の記入と提出をお願いします。申請に必要なもの、利用料等は、別表をご覧ください。

### ◆自転車・原動機付自転車(50cc以下)の利用申請

駐輪場の利用は、1人につき1台限りです。

▶受付開始日＝3月13日(水)

▶受付場所・日時＝駐輪場管理人室(第1駐輪場内)・毎日5時～22時

※市役所では受け付けできません。

▶許可証・ステッカー交付開始日＝3月20日(水)

※3月19日(火)までは受け付けのみ。

### ◆普通自動二輪車(125cc未満)の利用申請

駐輪場の利用は定期利用のみです。一時利用はできません。

▶受付開始日＝3月13日(水)

▶受付場所・日時＝安全対策課・祝日を除く(月)～(金)8時30分～17時15分

### ●別表: 申請に必要なもの(共通)

必要なもの	一般	学生	備考
申請書	○	○	駐輪場管理人室または市役所安全対策課にあります
氏名・住所等が確認できるもの	○	○	免許証等
学生証・合格通知書等		○	平成31年度に学生であることを確認できるもの
利用許可証	△	△	今年度までご利用のある方はお持ちください
車体番号	○	○	
防犯登録番号	△	△	登録がある場合
標識番号等	△	△	原付(50cc以下)・普通自動二輪車(125cc未満)は排気量が確認できるもの

○・・・必須 △・・・該当する区分の場合必要 ※年度をまたぐ申請はできません

☎ 〇四七五(73)8308

安全対策課生活安全班 ☎ 〇四七五(70)0387

## 駐輪場利用に関するお願い

・3歳以上11日4,100円  
※平成30年4月1日現在の年齢で判断します。  
▼申請期間11月25日(月)～4月12日(金)

詳細は問い合わせください。  
☎ 〇四七五(70)0347

駐輪場内では、危険防止のため原動機付自転車は必ずエンジンを持ち、自転車・原動機付自転車から降りて移動してください。

駐輪場は多くの方が利用しています。駐輪場を快適に利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。時間に余裕をもってご利用ください。

### ◆利用方法

・利用時間は、午前5時から翌日午前1時までです。一時利用では、午前1時を超えて駐輪した場合は、翌日の利用料が発生します。

・駐輪場は、駐輪場を提供するもので自転車等をお預りするものではありません。利用者個人の責任で自転車等の管理をお願いします。

・盗難防止のため必ず施錠してください。

・自転車等を置く場所の指定はありませんが、多くの方が利用できるように端から並べて駐輪してください。

・定期利用の方は利用期限までに更新手続きをしてください。

☎ 〇四七五(73)8308

☎ 〇四七五(70)0387